

#### 第4問

Xは、平成22年1月12日午前6時ごろ、女性を助手席に乗せ、普通乗用自動車(以下X車という)で片側3車線の高速自動車国道下り線を走行していたが、大型トレーラー(以下A車という)を運転していたAの運転態度に立腹し、A車を停車させてAに文句を言い謝罪させようと考え、パッシングなどをして、Aに停止するよう求めた。Xが追い越し車線たる第3通行帯にX車を停止させた後、AもX車の後方にA車を停止させた。

現場付近は照明設備のない暗い場所であり、相応の交通量があった。XはA車まで歩いていき、「謝れ」などと怒鳴り、運転席のドアを開けてステップに上がり、エンジンキーに手を伸ばしたり、Aの顔面を殴打したりしたため、Aはエンジンキーを抜いて、ズボンのポケットに入れた。その後、Xは、Aを運転席から路上に引きずりおろし、X車まで引っ張って行って、同乗の女性に謝罪させ、なおも、Aに足蹴り殴打を加えた。そのころ、第3通行帯を進行していたB運転の普通乗用自動車(以下B車)及びC運転の普通乗用自動車(以下C車)はA車を避けようとして第2通行帯に車線変更したが、C車がB車に追突したため、C車は第3通行帯上のA車前方に、B車はC車の前方に、それぞれ停止した。C車から同乗者Dらが降車したので、XはAに対する暴行をやめ、同乗女性にX車を運転させ、本件現場から立ち去った。

Aは、エンジンキーが見つからなかったため、Dらとともに付近を捜したりしたが、結局、ズボンのポケットに入っていたのを発見し、X車のエンジンを始動させたが、前方に停止していたC車とB車に進路を空けるよう依頼しようとして、A車から降車し、C車に向かって歩き始めたところ、停止中のA車後部に、E運転の普通乗用自動車(以下E車)が衝突し、Eが死亡し、同車に同乗のFが全治3カ月の重傷を負った。

Xの罪責を論ぜよ。(ただし、特別法違反の点を除く)

参考判例：最高裁 平成16年10月19日